

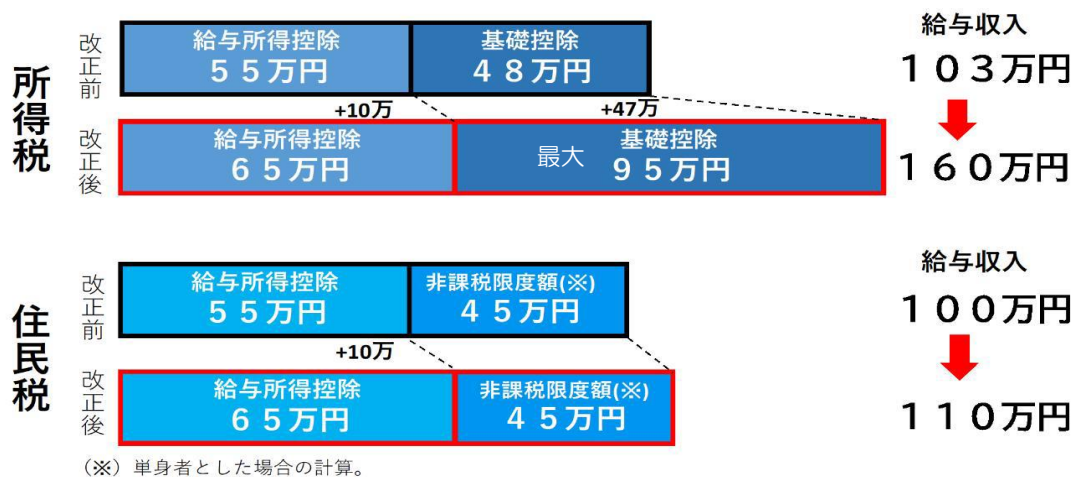
## いわゆる「年収の壁」に関する令和7年度税制改正の主な内容について

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、所得税（国税）と住民税（市都民税）の制度が改正されました。

改正後の制度は、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）の収入について、令和7年分所得税及び令和8年度住民税から適用となります。

### 1. 給与所得者について、非課税となる収入の上限が変わります

- ① 所得税の基礎控除額が、48万円から最大95万円まで引き上げられました。
- ② 所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。



これにより、所得税と住民税がかかる年収の水準が、次のように変わります。

給与収入 (年収)	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～100万円	かからない	かからない	かからない	かからない
～103万円	かかる	かからない	かからない	かからない
～110万円		かかる	かかる	かかる
～160万円			かかる	

※単身者（配偶者や子等を扶養していない方）の場合

#### 住民税について、ご注意ください

- 住民税は「地域社会の会費」という性格上、所得税とは控除の仕組みが異なりますので、年収110万円を超えると課税されます。

例) 令和7年の給与収入160万円（単身者（配偶者や子等を扶養していない方））の場合、令和8年度住民税 約32,000円

※森林環境税を含む。社会保険料の支払額を23万円と仮定した場合。

- 実質的な手取り金額への影響については、税負担額以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。
- 所得税の確定申告や年末調整における申告にご注意ください。確定申告や年末調整の内容は住民税にも反映されます。所得税が非課税になること等を理由に各種控除（生命保険料控除や医療費控除等）の申告を省略しますと、住民税にも反映されないこととなります。控除の適用があるものについては基本すべて申告することで、住民税の控除に係る申告漏れを防ぐことに繋がります。また、所得税の確定申告をする必要のない方や会社での年末調整を行わなかった方などは、住民税の申告が必要な場合があります。住民税の申告等に関して不明なことがありましたら、課税課市民税係までお問い合わせください。
- 給付・手当・サービス等の中には、住民税が非課税であることが要件となるのものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。個別の影響については、それぞれ担当の窓口へご確認ください。

## 2. 各種扶養控除等に係る所得要件が変わります

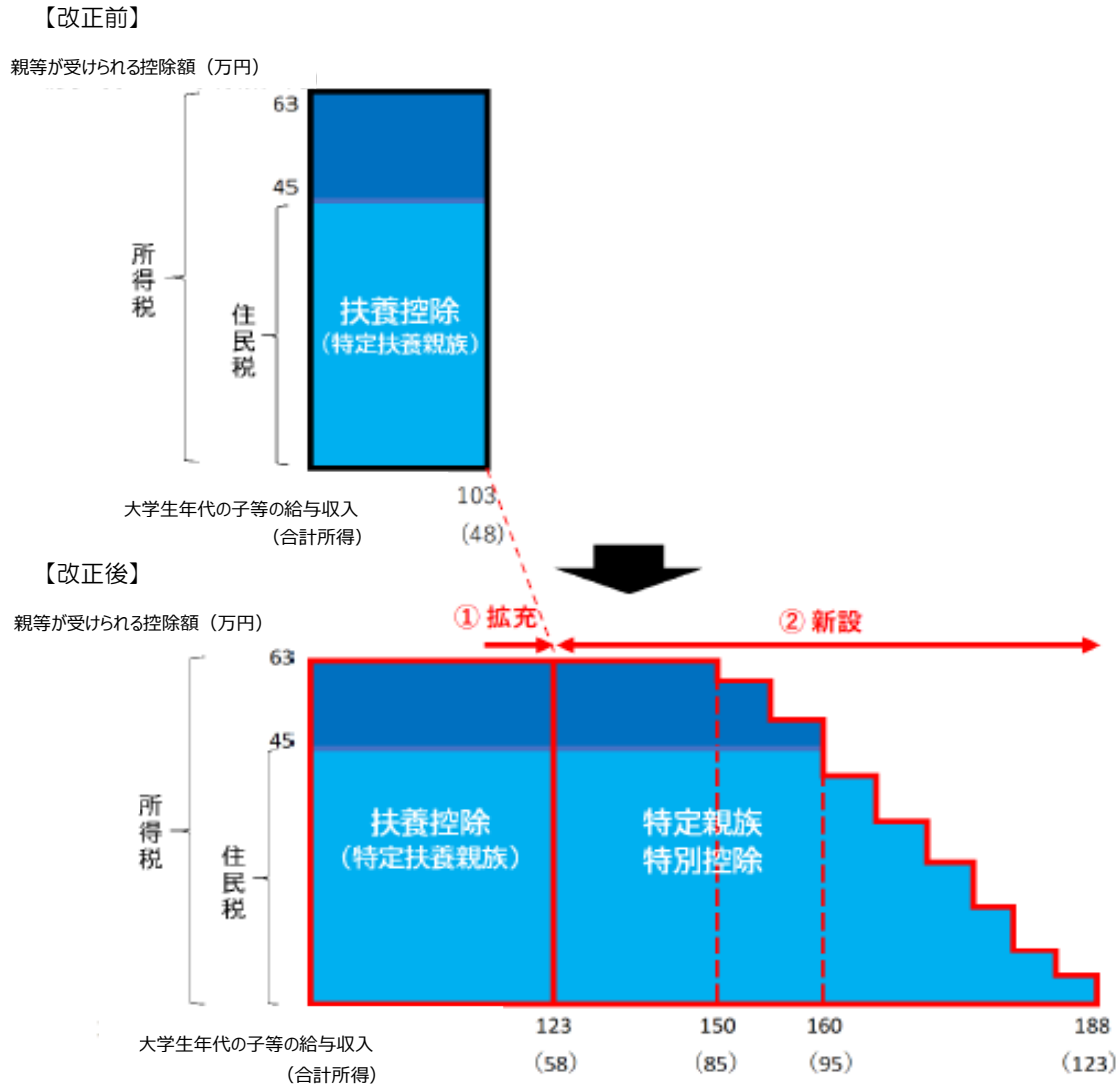
次のとおり各種扶養親族等の所得要件が見直されました。なお、所得税と住民税の所得要件は同じです。また、改正後給与収入123万円以下で被扶養者となる方でも、給与収入が110万円超の場合は住民税が課税となります。

扶養親族等の区分	改正前		改正後	
	合計所得金額	給与収入のみの場合	合計所得金額	給与収入のみの場合
扶養親族	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
同一生計配偶者	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	103万円超 201万5,999円以下	58万円超 133万円以下	123万円超 201万5,999円以下
ひとり親が有する生計を一にする子	48万円以下（注）	103万円以下	58万円以下（注）	123万円以下
勤労学生	75万円以下	130万円以下	85万円以下	150万円以下

（注）ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

## 3. 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）が創設されます

- アルバイト等により収入を得ている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等について、
- ① 扶養控除（特定扶養親族）が適用される合計所得金額の上限が、58万円（給与収入に換算すると123万円）に引き上げられました（現行：48万円、給与収入に換算すると103万円）。
  - ② ①の上限を超えた場合でも、合計所得金額123万円（給与収入に換算すると188万円）までは親等が控除を受けられる新たな仕組みが導入されました（控除額は段階的に減少）。



大学生年代の子等の年収と親等に適用される控除の関係は、次のようになります。

大学生年代の子等の給与収入 (年収)	改正前		改正後			
	扶養控除		扶養控除		特定親族特別控除	
	住民税	住民税	住民税	所得税	住民税	所得税
～103万円	対象		対象		-	
～123万円	-		-		-	
～150万円	-		-		扶養控除と同額の控除	
～160万円	-		-		控除額が段階的に減少	
～188万円	-		-		控除額が段階的に減少	

(注) 特定親族特別控除に該当する場合は、控除額の適用はありますが、税法上扶養親族としては扱われません。